

○ 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第2 事業の内容等 要綱第2の交付対象事業の具体的な内容は、次に定めるとおりとする。 1～4 （略） 5 本事業の対象とする施設は、原則として国営造成施設と一体となる農業水利施設等又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設等であることとする。<u>ただし、農道にあっては、地方単独事業であるふさと農道緊急整備事業により造成された路線を含む。</u> 第4 事業の実施区域等 要綱<u>第3の1</u>の農村振興局長が別に定める条件は、以下のとおりとする。 1～3 （略） 第6 事業の申請 1・2 （略） 3 要綱第7の4の農村振興局長が別に定める変更とは、次に定めるとおりとする。 (1)～(5) （略） <u>(6) 交付対象事業に要綱別表の区分の欄の2の(3)のイの事業が含まれる場合にあっては、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29農振第2713号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）別表の区分の欄の「実施要綱第2の2の防災減災対策に該当するもの」の(3)のイの2に定める助成額の上限の変更</u> 第10 その他 1～7 （略）	第2 事業の内容等 要綱第2の交付対象事業の具体的な内容は、次に定めるとおりとする。 1～4 （略） 5 本事業の対象とする施設は、原則として国営造成施設と一体となる農業水利施設等又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設等であることとする。 第4 事業の実施区域等 要綱<u>第3</u>の農村振興局長が別に定める条件は、以下のとおりとする。 1～3 （略） 第6 事業の申請 1・2 （略） 3 要綱第7の4の農村振興局長が別に定める変更とは、次に定めるとおりとする。 (1)～(5) （略） （新設） 第10 その他 1～7 （略）

8 本事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第5号）をあらかじめ地方農政局長等に提出するものとする。

9 要綱別表の区分の欄の2の(1)のア及び(3)のイのうち、被災を契機に廃止することとなったため池において、二次災害を防止するため、交付決定の前に緊急に応急対策を行う必要がある場合には、その理由を具体的に明記した応急対策着手届（別記様式第6号）を要綱第7に規定する計画認定申請書等に添えて、地方農政局長等に提出するものとする。

10 事業実施主体は、8の交付決定前着手届又は9の応急対策着手届を提出し、交付決定前に着手した場合には、交付要綱の規定による交付金交付申請書（別記様式第1号）の2の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届又は応急対策着手届の文書番号を記載するものとする。

11 要綱別表の区分の欄の1の(1)のア及び2の(1)のイに係るものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の者による一連の行為により受益地の10分の1以上（その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上）の転用が行われた場合には、次に掲げる場合を除き、交付金の返還措置を講ずるものとする。

(1)～(3) (略)

12～15 (略)

8 本事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第5号）をあらかじめ地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29農振第2713号農林水産事務次官依命通知）の規定による交付金交付申請書の2の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(新設)

(新設)

9 要綱別表の区分の欄の1及び2の(1)のイに係るものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の者による一連の行為により受益地の10分の1以上（その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上）の転用が行われた場合には、次に掲げる場合を除き、交付金の返還措置(1)：(を講ずるものとする。

(1)～(3) (略)

10～13 (略)

要領別表 1（長寿命化対策）

対策種類	交付対象事業	事業内容	実施要件
(1)長寿命化対策	ア 水利施設整備	(ア) (略) (イ) (ア)のうち排水機場、 <u>排水樋門</u> 、排水路等の排水施設の整備と一体的に行う暗渠排水の変更 (ウ)～(カ) (略)	(略)
	イ <u>農道施設整備</u>	<u>機能保全のための農道施設整備</u>	<u>以下の全ての要件を満たすこと。</u> <u>(ア) 次の条件のいずれかに該当する路線であること。</u> <u>(a) 災害発生後に点検が必要な農業用ダム、防災重点農業用ため池等の農業用施設その他公共施設に到達するための農道で、ほかに迂回路がないもの</u> <u>(b) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく地域防災計画に位置づけられた、避難路、迂回路、緊急輸送道路等の防災上重要な経路を構成するもの</u> <u>(イ) 全幅員がおおむね 4 メートル以上であること。</u> <u>(ウ) 整備される農道の路線若しくは区間又は機能</u>

要領別表 1（長寿命化対策）

対策種類	交付対象事業	事業内容	実施要件
(1)長寿命化対策	ア 水利施設整備	(ア) (略) (イ) (ア)のうち排水機場、 <u>排水日門</u> 、排水路等の排水施設の整備と一体的に行う暗渠排水の変更 (ウ)～(カ) (略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)

			<u>(以下「路線等」という。)が都道府県道又は市町村道の路線等と重複しない範囲において実施するものであること。</u>
<u>ウ</u> 機能保全計画策定等	要領別表 1 の交付対象事業（以下「交付対象事業」という。）の欄に掲げる <u>ア又はイ</u> と併せて行う、農業用排水施設等に関する機能保全計画又は施設長寿命化計画の策定（計画の策定に必要な機能診断を含む。）		
<u>エ</u> 実施計画策定	交付対象事業の欄に掲げる <u>ア又はイ</u> と併せて行う以下のもの (ア) ～ (ウ) (略)		
<u>オ</u> (略)	(略)		
<u>カ</u> <u>土地利用調整</u>	<u>交換分合、貸借、利用権設定等による田寄せ・畑寄せの調整</u>		
<u>キ</u> (略)	(略)	(略)	

<u>イ</u> 機能保全計画策定等	要領別表1の交付対象事業（以下「交付対象事業」という。）の欄に掲げる <u>ア</u> と併せて行う、農業用排水施設等に関する機能保全計画又は施設長寿命化計画の策定（計画の策定に必要な機能診断を含む。）		
<u>ウ</u> 実施計画策定	交付対象事業の欄に掲げる <u>ア</u> と併せて行う以下のもの (ア) ～ (ウ) (略)		
<u>エ</u> (略)	(略)		
(新設)	(新設)	(新設)	
<u>オ</u> (略)	(略)	(略)	

要領別表 2（防災減災対策）

対策 種類	交付対 象事業	事業内容	実施要件
(1) 自 然 災 害 等 対 策	ア ため池 整備	(ア)・(イ) (略)	(略)
		(ウ) 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、ため池の廃止 <u>(被災を契機に廃止することとなったため池の堤体の開削など二次災害を防止するために行う応急対策を含む。)</u> 、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備	(略)

要領別表 2（防災減災対策）

対策 種類	交付対 象事業	事業内容	実施要件
(1) 自 然 災 害 等 対 策	ア ため池 整備	(ア)・(イ) (略)	(略)
		(ウ) 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備	(略)

	イ～キ (略)	(略)	(略)
	ク 施設撤 去・廃 止	<u>(ア)</u> アのため池の 廃止及びキの農 業用河川工作物 の撤去を除く用 途廃止された農 業用排水施設 並びに農道の撤 去及び廃止	
		<u>(イ)</u> 合併浄化槽転 換により用途廃 止となる農業集 落排水施設の撤 去	<u>以下の全ての要件を満た す農業集落排水施設である こと。</u> <u>(ア)</u> 都道府県が策定する広 域化・共同化計画等にお いて、撤去を行う農業集 落排水施設の再編方針が 定められていること。 <u>(イ)</u> 「広域化・共同化計画 策定マニュアル」等に基づき、合併浄化槽への転 換等による維持管理費削 減効果等が算定されてお り、当該施設を撤去する 必要性が明確であるこ と。 <u>(ウ)</u> 撤去によって、突発事 故等による人命・財産等 への影響を防止できるも のであり、①又は②のい ずれかの要件に該当する こと。 <u>①施設周辺に主要道路や 鉄道があり、施設の損</u>

	イ～キ (略)	(略)	(略)
	ク 施設撤 去・廃 止	アのため池の廃 止及びキの農業用 河川工作物の撤去 を除く用途廃止さ れた農業用排水 施設並びに農道の 撤去及び廃止	(略)
		(新設)	(新設)

			<u>壊、機能停止等が発生した際、人命・財産等への影響が大きいもの</u> <u>②地域防災計画によって避難路等に指定されている道路に埋設されているなどにより、施設の損壊、機能停止等が発生した際、避難・救護活動への影響が大きいもの</u>
	ケ・コ (略)	(略)	(略)
	サ 農道施設整備	農道施設の耐震化対策及び防災上の観点から行う危険箇所の整備	<u>以下の全ての要件を満たすこと。</u> <u>(ア) 次の条件のいずれかに該当する路線であること。</u> <u>(a) 災害発生後に点検が必要な農業用ダム、防災重点農業用ため池等の農業用施設その他公共施設に到達するための農道で、ほかに迂回路がないもの</u> <u>(b) 地域防災計画に位置づけられた、避難路、迂回路、緊急輸送道路等の防災上重要な経路を構成するもの</u> <u>(イ) 全幅員がおおむね4メートル以上であること。</u> <u>(ウ) 整備される農道の路線等が都道府県道又は市町</u>

ケ・コ (略)	(略)	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)	

			<u>村道の路線等と重複しない範囲において実施するものであること。</u>
<u>シ</u> 機能保全計画策定等	(略)	要領別表 2 の対策種類の (1) の交付対象事業の欄に掲げるアから <u>サ</u> まで及び同対策種類の (3) の交付対象事業の欄に掲げるイのうち 1 以上と併せて行うもの。 ただし、本別表の対策種類の欄の (1) の交付対象事業の欄に掲げる <u>セ</u> のうち防災重点農業用ため池の耐震性点検・調査については、この限りではない。	
<u>ス</u> 実施計画策定	(略)		
<u>セ</u> 耐震性点検・調査	過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域において実施する <u>農業用排水施設等</u> の耐震性調査		
<u>ソ</u> (略)	(略)		
(2) (略)	(略)	(略)	
(3) ため池防災環境	ア (略)	(略)	(略)
	イ 地域防災上のリスク除去	ため池を廃止するための堤体の撤去、貯水池の埋立て、護岸、下流水路等の整備 <u>(被災</u>	(略)

<u>サ</u> 機能保全計画策定等	(略)	要領別表 2 の対策種類の (1) の交付対象事業の欄に掲げるアから <u>コ</u> まで及び同対策種類の (3) の交付対象事業の欄に掲げるイのうち 1 以上と併せて行うもの。 ただし、本別表の対策種類の欄の (1) の交付対象事業の欄に掲げる <u>ス</u> のうち防災重点農業用ため池の耐震性点検・調査については、この限りではない。	
<u>シ</u> 実施計画策定	(略)		
<u>ス</u> 耐震性点検・調査	過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域において実施する <u>農業用排水施設</u> の耐震性調査		
<u>セ</u> (略)	(略)		
(2) (略)	(略)	(略)	
(3) ため池防災環境	ア (略)	(略)	(略)
	イ 地域防災上のリスク除去	ため池を廃止するための堤体の撤去、貯水池の埋立て、護岸、下流水路等の整備	(略)

整備		<u>を契機に廃止することとなったため池の堤体の開削など二次災害を防止するために行う応急対策を含む。)</u>	
	ウ (略)	(略)	
(4) (略)	(略)	(略)	(略)

別記参考様式第 1 号

長寿命化・防災減災計画

<計画の名称> ○○計画 <計画主体> ○○県 <計画の期間> ○年度～○年度	
第 1 地域の概要 ・地域農業の現状、基礎情報（地形、地質、気象）既往の被害、排水状況（土地利用の変動状況）、 <u>農業水利施設等</u> の現状（老朽化、耐震性）、周辺の住宅や公共施設の状況 等 ・生産緑地又は市街化調整区域で事業を実施する場合、受益地内に実施要領第 4 に規定する条件のいずれに該当するか記載	
第 2 (略)	
(略)	

整備			
	ウ (略)	(略)	
(4) (略)	(略)	(略)	(略)

別記参考様式第 1 号

長寿命化・防災減災計画

<計画の名称> ○○計画 <計画主体> ○○県 <計画の期間> ○年度～○年度	
第 1 地域の概要 ・地域農業の現状、基礎情報（地形、地質、気象）既往の被害、排水状況（土地利用の変動状況）、 <u>水利施設</u> の現状（老朽化、耐震性）、周辺の住宅や公共施設の状況 等 ・生産緑地又は市街化調整区域で事業を実施する場合、受益地内に実施要領第 4 に規定する条件のいずれに該当するか記載	
第 2 (略)	
(略)	

(略)

注1～注5 (略)

注6：土地利用調整を実施する場合は、水管理労力軽減や維持管理コスト低減の見込みがあることを示す資料を添付する。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

農業水路等長寿命化・防災減災事業
長寿命化・防災減災（変更）計画 認定申請 （報告） 書

農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）第7の1（変更の場合は要綱第7の4）の規定に基づき、長寿命化・防災減災計画を添えて申請 （変更の場合は報告） します。

(略)

別記様式第3号

番 号
年 月 日

農業水路等長寿命化・防災減災事業
長寿命化・防災減災計画 認定通知書

(略)

別記様式第5号

番 号
年 月 日

(略)

注1～注5 (略)

(新設)

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

農業水路等長寿命化・防災減災事業
長寿命化・防災減災（変更）計画 認定申請書

農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）第7の1（変更の場合は要綱第7の4）の規定に基づき、長寿命化・防災減災計画を添えて申請します。

(略)

別記様式第3号

番 号
年 月 日

農業水路等長寿命化・防災減災事業
長寿命化・防災減災 （変更） 計画 認定通知書

(略)

別記様式第5号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

農業水路等長寿命化・防災減災事業
交付決定前着手届

農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知）第10の8の規定に基づき、別紙事業について、下記条件を了承の上、交付金の交付決定前に着手したいので提出します。

別記様式第6号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

農業水路等長寿命化・防災減災事業
応急対策着手届

農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知）第10の9の規定に基づき、別紙事業について、下記条件を了承の上、応急対策に着手したいので提出します。

記

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

農業水路等長寿命化・防災減災事業
交付決定前着手届

農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産事務次官依命通知）第10の7の規定に基づき、別紙事業について、下記条件を了承の上、交付金の交付決定前に着手したいので提出します。

（新設）

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"><u>1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること</u><u>2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと</u><u>3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更は行わないこと</u> <p>別紙</p> <ol style="list-style-type: none"><u>1 長寿命化・防災減災計画の名称</u><u>2 事業名（事業メニュー、地区名）</u><u>3 着手予定年月日</u><u>4 完了年月日</u><u>5 応急対策を必要とする理由</u> | |
|---|--|

附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。